

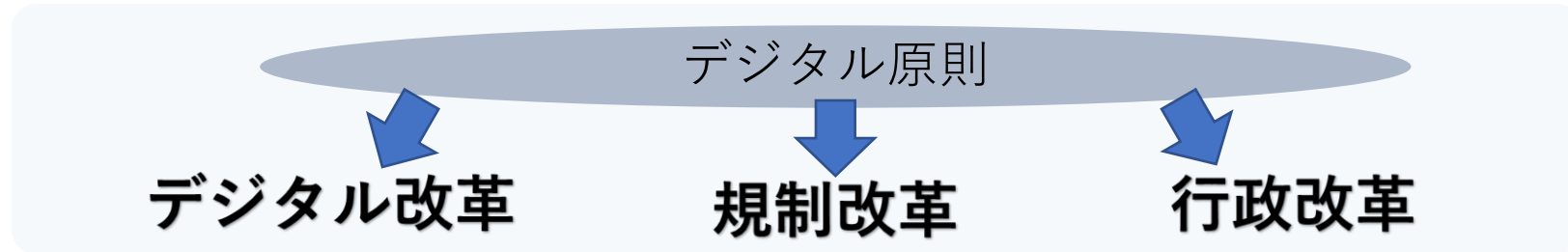
# 「テクノロジーベースの規制改革」 (テクノロジーマップ・技術カタログ整備) の検討経緯

2023年4月13日現在

デジタル庁  
デジタル臨時行政調査会事務局

# デジタル臨時行政調査会について

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定し、3つの改革に係る横断的課題を一体的に検討。



## 構成員

【会長】内閣総理大臣 【副会長】デジタル大臣、内閣官房長官

### 【構成員】

- ・ 総務大臣 ・ 財務大臣 ・ 経済産業大臣
- ・ 内閣府特命担当大臣（規制改革） ・ 行政改革担当大臣

### （有識者）

- ・ 大槻 奈那 名古屋商科大学ビジネススクール 教授  
ピクテ・ジャパン シニア・フェロー
- ・ 金丸 恭文 フューチャー株式会社 代表取締役会長兼社長
- ・ 穴戸 常寿 東京大学大学院法学政治学研究科 教授
- ・ 高島 宗一郎 福岡市長
- ・ 綱川 明美 株式会社ピースポーク 代表取締役社長
- ・ 十倉 雅和 日本経済団体連合会 会長
- ・ 南場 智子 株式会社ディー・エヌ・エー 代表取締役会長
- ・ 村井 純 慶応義塾大学 教授

## これまでの開催実績

- ・ 令和3年11月16日 デジタル臨時行政調査会（第1回）  
：「デジタル臨時行政調査会における論点（案）」等を審議
- ・ 令和3年12月22日 デジタル臨時行政調査会（第2回）  
：「**デジタル原則**」等を審議
- ・ 令和4年3月30日 デジタル臨時行政調査会（第3回）  
：デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直しの進捗と課題について議論
- ・ 令和4年6月3日 デジタル臨時行政調査会（第4回）  
：「**デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン**」を審議
- ・ 令和4年10月27日 デジタル臨時行政調査会（第5回）  
：規制の一括見直しの進捗と取組の加速化について議論
- ・ 令和4年12月21日 デジタル臨時行政調査会（第6回）  
：デジタル原則を踏まえた**工程表の確定**等について議論

## 事務局

- ・ デジタル庁（デジタル臨時行政調査会事務局）

# 構造改革のためのデジタル原則

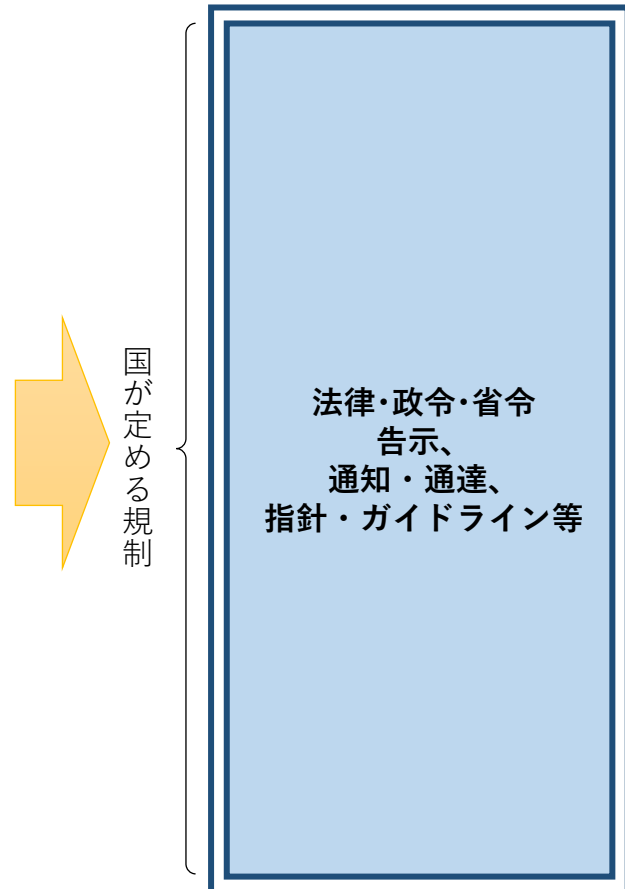
<p>第7層 新たな価値の創出</p>	<p>改革を通じて実現すべき価値          (デジタル社会を形成するための基本原則：①オープン・透明 ②公平・倫理 ③安全・安心 ④継続・安定・強靱          ⑤社会課題の解決 ⑥迅速・柔軟 ⑦包摂・多様性 ⑧浸透 ⑨新たな価値の創造 ⑩飛躍・国際貢献)  <small>じん</small></p>	
<p>アーキテクチャ</p>		<p>構造改革のためのデジタル原則</p>
<p>第6層 業務改革・BPR/組織</p>	<p><b>原則①</b>  <b>デジタル完結・自動化原則</b></p>	<p>書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること          国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。</p>
<p>第5層 ルール</p>	<p><b>原則②</b>  <b>アジャイルガバナンス原則</b>          (機動的で柔軟なガバナンス)</p>	<p>一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。</p>
<p>第4層 利活用環境</p>	<p><b>原則③</b>  <b>官民連携原則</b>          (GtoBtoCモデル)</p>	<p>公共サービスを提供する際に民間企業のUI・UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。</p>
<p>第3層 連携基盤</p>	<p><b>原則④</b>  <b>相互運用性確保原則</b></p>	<p>官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを楽しむよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。</p>
<p>第2層 データ</p>	<p><b>原則⑤</b></p>	<p>ID、ベースレジストリ等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。</p>
<p>第1層 インフラ</p>	<p><b>共通基盤利用原則</b></p>	

# デジタル原則に照らした規制の点検・見直し作業

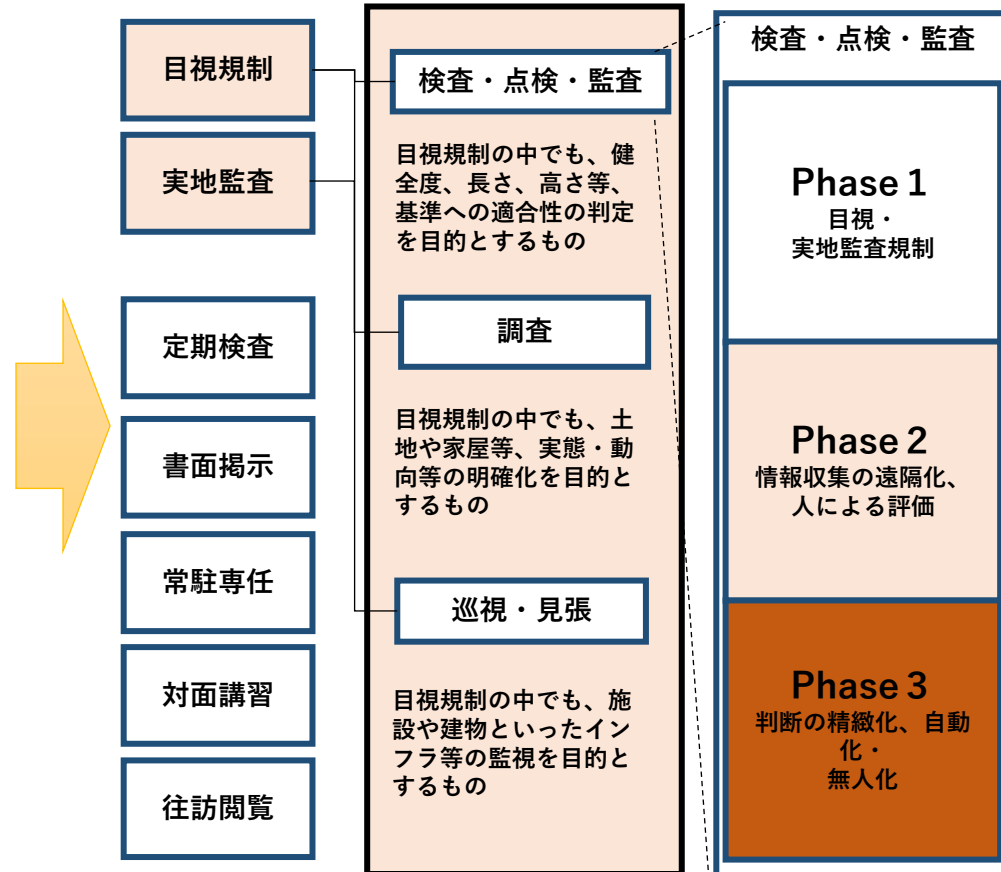
## ○ 構造改革のためのデジタル原則

原則① デジタル完結・自動化原則
原則② アジャイルガバナンス原則 (機動的で柔軟なガバナンス)
原則③ 官民連携原則 (GtoBtoCモデル)
原則④ 相互運用性確保原則
原則⑤ 共通基盤利用原則

## ○ デジタル臨調における適合性の点検・見直し対象の規律の範囲



## ○ 一括的見直しに向けた類型化とフェーズの考え方 (目視規制・実地監査の例)



※ 地方公共団体が定める規制(条例等)については、マニュアルや先行事例の提示等を通じて、地方公共団体による見直しを支援

# アナログ規制に関する点検・見直しの現状

「7項目のアナログ規制」及び「FD等の記録媒体を指定する規制」等に関する法令**約1万条項**全ての見直し方針及び見直しに向けた工程表が確定

- 目視…………… 2927条項
- 実地監査…………… 74条項
- 対面講習…………… 217条項
- 往訪閲覧・縦覧… 1446条項
- その他の規制…………… 42条項
- 定期検査・点検… 1034条項
- 常駐・専任…………… 1062条項
- 書面掲示…………… 772条項
- FD等記録媒体…………… 2095条項

**合計 9669条項 (100%) 全ての方針及び工程表確定**

## 《工程表のイメージ》

○方針確定している約1万条項の一覧（抜粋）

法令名	所管省庁名	条項	規制等の内容概要	規制等の類型	現在Phase	見直後Phase	見直し完了時期	工程表	見直しの概要
河川法施行令	国土交通省	第9条の3第1項第2号	河川管理施設等の維持又は修繕に関する技術的基準等	目視規制	1-②	3	令和4年度 1月～3月	目視-共通1	告示、通知・通達等の発出又は改正
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	厚生労働省	第6条第1項	指定訪問介護事業所における管理者の常駐	常駐専任	1-3	2-3	令和5年度 4月～9月	常駐専任-厚生労働省2	告示、通知・通達等の発出又は改正

○工程表の類型

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視-共通1	法令等改正手続			
常駐専任-厚生労働省2	実態把握（外部委託調査等）			
	対外調整等			
	法令等改正手続			

見直しに向けた工程表

※ 経済界からの主要な要望についても工程を確定  
 ※ 地方公共団体（福岡市）からの要望についても工程を確定予定

# テクノロジーマップ・技術カタログの整備

## 1 工程表から見えてきた課題

工程表の作成過程において、規制所管省庁から以下の課題が挙げられている。

- ・ 規制の代替可能性のあるデジタル技術の把握が必要。
- ・ デジタル技術の活用之际に安全性・実効性の観点で技術検証が必要。

## 2 テクノロジーマップ・技術カタログの整備

規制所管省庁による規制見直しを後押しするため、以下の取組を通じ、テクノロジーマップ・技術カタログの整備を進める。

技術検証不要

【先行的に実施済】

「講習・試験のデジタル化を実現するための製品・サービス」を募集し、試行版としてデジタル庁HPで公表済

【2023年1月】

先行7項目（目視等）を対象に、代替可能性のある成熟デジタル技術について情報提供依頼（RFI）

検証要

【2023年4月～】

デジタル臨調事務局の支援と、規制所管省庁の監督のもと、安全性・実効性の観点で技術検証を実施（予算措置済）

ニーズ例



- センサー等での常時状態監視技術（定期検査規制）
- 遠隔での情報収集技術（目視規制）等

技術探索



規制の見直しに資する技術を公募等を通じて広く探索

技術検証



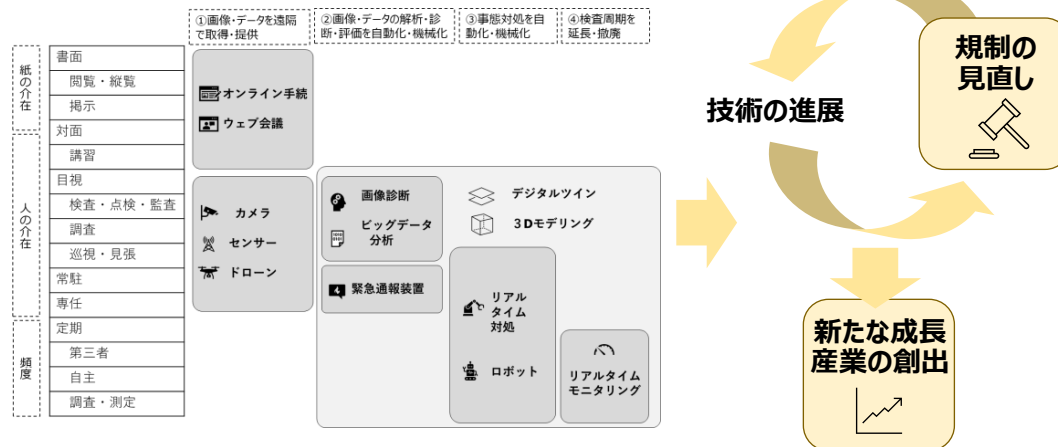
技術検証不要

テクノロジーマップ・技術カタログ掲載

## 3 技術実装と規制改革

各省庁及び自治体は、テクノロジーマップ・技術カタログを参照し、規制の見直しを推進する。

- 掲載技術の適切な利用に向け、テクノロジーベースの規制改革推進委員会にて情報の掲載・利用に係る責任分担等を整理。
- 「規制の見直し」と「技術の進展」の正のスパイラルを生み出し、その好循環の中で、新たな成長産業を創出し、経済成長につなげる。



# 1043条項は「技術検証が必要」

- ✓ 確定した9669条項の工程表のうち、テクノロジーの活用にあたって「**技術検証が必要**」とするものが**1043条項**
- ✓ 規制所管省庁からは、今後、工程表に沿った見直しを実現するにあたり、そもそも適用可能な**技術が不明、知見が不足**といった指摘も

技術検証 が必要な 条項数	規制の種類								省庁数
	目視	実地 監査	定期 検査	常駐 専任	対面 講習	書面 掲示	往訪 閲覧	FD等	
<b>1043</b>	622	5	360	47	5	—	4	—	<b>14</b>

## 技術検証が必要な工程表の例

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
定期ー共通8	実態把握（技術検証等）			法令等改正手続

例1：技術検証期間が1年程度のもの

	令和4年度	令和5年度		令和6年度
	1月～3月	4月～9月	10月～3月	4月～6月
目視ー共通8	実態把握（技術検証等）			法令等改正手続
			対外調整等	

例2：技術検証期間が半年程度で対外調整を含むもの

# カタログ先行公募の概要

## 「講習や試験のデジタル完結」に必要な技術の先行公募

**公募対象** : 講習・試験のデジタル化を実現するための製品・サービス

**スケジュール** : 公募期間9/30～10/21、10/31(月)試行版としてデジタル庁HPで公表

**ポイント** : 規制所管省庁との調整を通じて明らかとなった、講習・試験のデジタル化を実現する上での様々な課題に対して、どのようなソリューションがあるか、技術保有企業からの積極的な提案を公表。

**留意事項** : 技術カタログは、あくまで講習実施者がデジタル化を検討する上での参考情報を提供するものであり、カタログに掲載する個別技術について、国が認証・認可等を行うものではない。

**公表方法** : デジタル庁HPにて、提案のあった製品を一覧表示（応募内容を原則そのまま公表）。  
加えて、今後の改善・拡充に向けた検討のための分析等に活用できるよう、機械可読データ（CSV）を提供。

**公表件数** : 20件（24件応募）

**試行版公表URL** : <https://www.digital.go.jp/policies/digital-extraordinary-administrative-research-committee/online-training-public-offers-result/>



概要一覧ページ



製品詳細ページ



一覧データ（CSV、Excel）



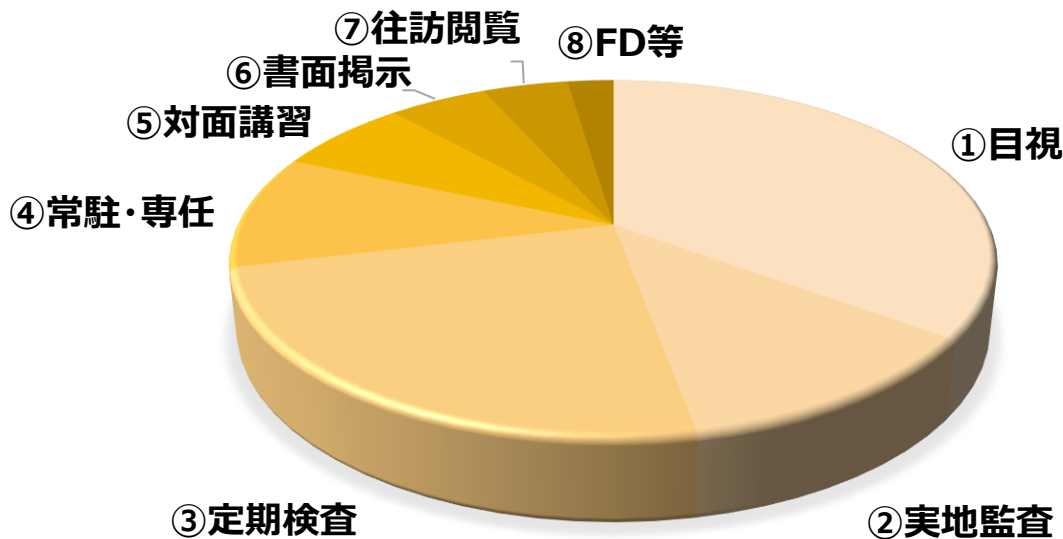
試行版公表ページ



# 技術を活用したアナログ規制の見直し手法に係る情報提供依頼（RFI）実施結果

- ✓ 技術保有企業等にアナログ規制の見直しに活用可能性のあるデジタル技術の情報提供依頼を実施したところ、大企業からスタートアップまで幅広い企業**72社**より合計**350**件近い情報提供があった。

企業数	活用可能性のある規制の類型								製品・サービス 情報提供数
	目視	実地 監査	定期 検査	常駐 専任	対面 講習	書面 掲示	往訪 閲覧	FD等	
72	211	72	145	62	41	30	26	14	347



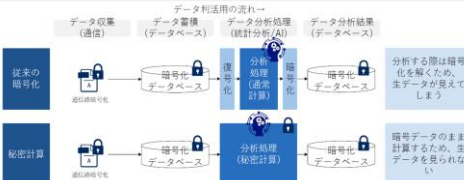
# アナログ規制の見直しに活用可能性のある技術の提案例

## 企業からの提案事例①

- 情報提供者： N社
- 製品・サービス名称： 秘密計算ソリューション
- 代替可能と思われるアナログ規制の類型：
  - ③定期検査・点検規制

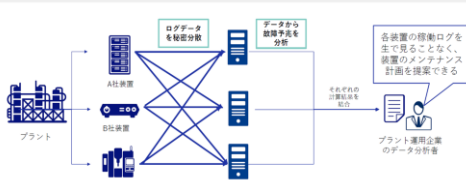
秘密計算とは

従来の暗号化とは異なり、データの計算過程においても暗号を解く=生データを見られることなく計算することができる技術です。



ユースケース⑤: プラント装置のログ分析

装置の稼働データは、各社の運用ノウハウに関わる機密情報。秘密計算により装置メーカーのデータ分析者が機密情報に触れずに分析を行い、効率的なメンテナンス計画を提案することが可能です。



## 企業からの提案事例②

- 情報提供者： K社
- 製品・サービス名称： 水空合体ドローン  
(空中ドローン+水中ドローン+モバイル通信+音響測位)
- 代替可能と思われるアナログ規制の類型：
  - ①目視規制、②実地監査規制、③定期検査・点検規制



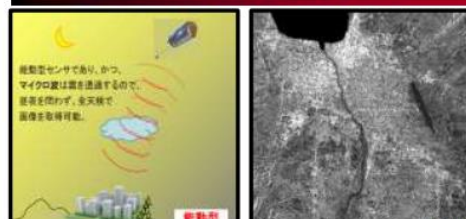
## 企業からの提案事例③

- 情報提供者： P社
- 製品・サービス名称： 衛星データ活用サービス
- 代替可能と思われるアナログ規制の類型：
  - ①目視規制、②実地監査規制、③定期検査・点検規制

光学衛星：人間が見るものと近い形で表現



SAR衛星：人間が知覚できない状態を可視化

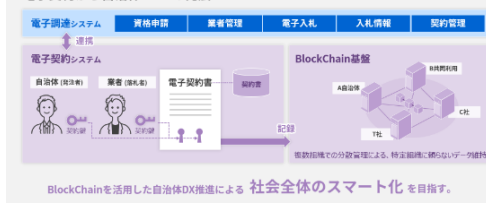


## 企業からの提案事例④

- 情報提供者： T社
- 製品・サービス名称： DNCWARE Blockchain+
- 代替可能と思われるアナログ規制の類型：
  - ⑤対面講習規制、⑥書面掲示規制、⑦往訪問覧縦覧規制、⑧FD等の記録媒体を指定する規制



電子契約から自治体DXへの発展



# 情報提供依頼（RFI）をふまえたテクノロジーマップの更新

※赤字：今回のRFIを受けて追加した技術

- ①画像・データを遠隔で取得・提供
- ②画像・データの解析・診断・評価を自動化・機械化
- ③事態対処を自動化・機械化
- ④検査周期を延長・撤廃



# 技術検証事業等の推進予算について

規制所管省庁と連携し、テクノロジーマップ、技術カタログを整備する

- 規制遵守のための要件、評価基準、リスク許容範囲を整理し、可能な範囲で明文化
- 技術探索により利用可能な技術が確認された場合には、規制所管省庁との対話を通じ、技術検証の要否を判断
- 技術検証不要と判断した場合は、テクノロジーマップ・技術カタログに掲載し、規制所管省庁または規制対象事業者による調達へ

## 【テクノロジーマップ整備事業費（令和4年度補正予算(第2号)）45.1億円】

### 事業概要・目的

- AI、ドローン等、デジタル技術が進歩する中、これらを活用した事業活動を念頭に、アナログ規制を見直し、既存の事業の合理化や新事業の創出を進めることが重要です。規制を個別に見直すと時間を要するため、類似の趣旨・目的の規制をまとめた類型とデジタル技術の対応関係を整理したテクノロジーマップを整備することで、集中改革期間の前倒しによるアナログ規制のデジタル化の実現を目指します。
- 類似の趣旨・目的の規制に共通するデジタル技術に関して、安全性や実効性等の観点から、規制の趣旨・目的を果たすための基準等を満たすか、現場等で確認すること等で、アナログ規制の見直しに活用可能なデジタル技術に関する情報を効率的に収集します。
- 規制所管省庁、企業等が情報を利活用することで、アナログ規制の見直しが促進される仕組みを検討します。

### 資金の流れ



### 事業イメージ・具体例

下記の事業を実施し、テクノロジーマップを整備します。

- 人が現地に赴き確認する目視規制、設備・状況等を一定の頻度で確認する定期検査・点検規制等の類型を踏まえ、国内・海外の見直しに活用可能な技術、業務フローの再構築も含めた規制見直し手法に関して調査し、テクノロジーマップに反映します。
- 安全性・実効性等の観点から、規制の趣旨・目的を果たすための基準等を満たすのかの確認が必要なデジタル技術に関して、規制所管省庁等と連携し、当該技術の要求性能、性能の確認方法を検討し、現場等で実証します。実証結果等を踏まえ、類似の趣旨・目的の規制への適用可能性等の情報をまとめたカタログを作成します。
- テクノロジーマップ、カタログ等の情報を、規制所管省庁、企業等が利活用できる仕組みを検討します。

### 期待される効果

- テクノロジーマップ、カタログ等の情報を、規制所管省庁、企業等が利活用することで、類似の趣旨・目的の規制に係る類似の業務を減少するとともに、新事業創出に寄与します。

# 技術検証案件の一覧

## 規制の趣旨・目的

大分類	中分類	小分類
情報に基づき、安全性等を判断する	人／モノの動き	区画／領域 ：陸海空
	破損／不備等	設備／施設 ：単純／複雑 ：小型／大型
	構造／設計面	
	申請／記録の真実性	申請・記録等データ／物理的状況との整合
	成分面	製造物 環境：大気／水／放射線
	業務違反等	人／設備
	情報を知らせる／伝える／公開する	申請者／訪問者に情報を伝達する
情報を提出する／受理する	技能や知識を習得させる	
	行政等に申請／報告する	
	民間同士で契約する	

## 検証案件

実証件名	関連する条項数
1.ドローン、画像解析技術等を活用した監視の実証	2
2.非破壊検査技術等を活用した地盤面下の設備の定期点検の実証	7
3.ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証	31
4.センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証	60
5.IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証	10
6.カメラ、ドローン、ロボット、AI等を活用した自然物等の実地調査の実証	7
7.ドローン、カメラ、レーザー距離計等を活用した実地調査の実証	36
8.カメラ、リモート監視システム等を活用した施設・設備等の遠隔検査モデルの実証	11
9.図面等のOCR、画像分析等を活用した安全検査・点検の実証	277
10.センサー等を活用した環境（水質・大気）の定期検査の実証	6
11.センサー、カメラ等を活用した施設等の管理・監督業務の実証	1
12.遠隔操作、カメラ等を活用した特定技能・経験を有する者が行う業務代替の実証	1
13.情報の加工・流用防止技術等を活用した閲覧の実証	4
14.学習管理システム等を活用したオンライン法定講習の実証	4
合計	457

※2023年4月13日時点。各府省との調整により増減の可能性あり。  
 ※「関連する条項数」には一部告示・通知・通達等を含む。

# 1.ドローン、画像解析技術等を活用した監視の実証

巡視等により実施している法定監視行為をドローン、画像解析技術、自動通報機能等を活用し、従来よりも網羅的かつ効率的に実施することを可能とする監視・制止モデルを構築することで、法定監視行為の効率化・省人化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

経済産業省  
環境省

### 主な対象規制・概要

・鉱業上使用する工作物等の技術基準を定める省令第40条第2項第2号

✓ 見張人を常時配置する場合、巡視によって異常の有無の検査を含め、盗難及び火災を防止するための措置を講じる。

・自然公園法施行規則第13条の5第24号

✓ 立入制限のある利用調整地区内における立入りをを行う者の適法性を、環境省の職員等が、巡視により確認する。

※2023年4月13日時点

### 実証の概要

- ✓ 対象となる地域や施設・設備における異常の有無等を把握する監視・調査等を求める規制について、自律飛行型ドローン、カメラ、センシング技術等による代替が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 異常の有無や内容の特定が可能か
- ✓ 異常が認められる場合の即時の対応が可能か

### 導入対象

異常の有無等を把握する巡視等  
(例：自然公園の巡視)

### 活用可能性のある技術

- ✓ 自律飛行型ドローン
- ✓ カメラ、センサー、GPS
- ✓ リモートセンシングシステム
- ✓ AIによる画像解析技術
- ✓ 自動通報機能

### 期待効果

- ✓ 人手不足の緩和、危険行程従事機会の減少
- ✓ 現状の人手と同等又はそれ以上の精度で監視可能



## 2.非破壊検査技術等を活用した地盤面下の設備の定期点検の実証

地盤面下の設備等の定期的な点検について、マイクロ波を利用した非破壊検査技術等を活用し、対象設備等からの危険物等の漏洩状況を把握可能なモデルを構築することで、法定点検業務の効率化・省人化を促進する。

### 実証事業イメージ

#### 実施主体

経済産業省

#### 主な対象規制・概要

・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第36条第1項第1号イ（2）など

- ✓ 液化石油ガス販売事業者又は保安機関は、地盤面下に埋設したバルブ、供給管等について、年1回以上、点検を実施する。

#### 実証の概要

- ✓ 地盤面下等、接触不可な場所に存在する設備等の定期的な点検を求める規制について、マイクロ波等による非破壊検査技術の活用による代替や合理化が可能であるかについて検証する。

#### 課題

- ✓ 危険物の漏洩等による事故の防止等、安全の確保ができるか

#### 導入対象

地盤面下の設備等（例：バルブ、供給管）の状況や漏洩の有無の点検

#### 活用可能性のある技術

- ✓ マイクロ波を用いた非破壊検査技術
- ✓ AIによる画像解析技術

#### 期待効果

- ✓ 遠隔監視の実現による現場業務負担の軽減
- ✓ 診断精度向上

PHASE 1



PHASE 3



※2023年4月13日時点

# 3.ドローン、3D点群データ等を活用した構造物等の検査の実証

現場に赴いて実施している屋外物や建築物に係る検査・調査について、ドローン、3D点群データ等を活用し、従来よりも効率的に不備・劣化・災害に伴う損傷や土堤等の管理状況等をリモートで確認・検査可能なモデルを構築等することで、法定点検等の効率化・省人化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

内閣府  
消防庁  
経済産業省

### 主な対象規制・概要

- ・災害対策基本法第90条の2第1項
- ✓ 罹災証明書の交付に向け、被災住家の被害状況を調査する。
- ・火薬類取締法施行規則  
別表第3（第44条の5第1項関係）1-38の2など

※2023年4月13日時点

### 実証の概要

- ✓ 対象となる建物・構造物の管理状況や損傷状況等の検査・調査を求める規制について、ドローンやAIによる画像解析等の技術を活用した遠隔実施による代替が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 映像や写真を用いて、安全性を確保した上で建物・構造物の管理状況や損傷状況等の判定を自動化することが可能か

### 導入対象

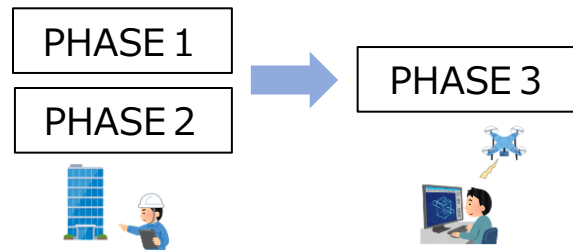
建物・構造物（例：火薬庫の土堤）の管理状況や損傷状況等の検査・調査

### 活用可能性のある技術

- ✓ ドローン
- ✓ 衛星画像
- ✓ センサー
- ✓ 3Dレーザースキャナー
- ✓ AIによる画像解析技術

### 期待効果

- ✓ 人手不足の緩和
- ✓ 現状の人手と同等又はそれ以上の精度で検査可能





# 4. センサー、AI解析等を活用した設備の状態の定期点検の実証

施設及び施設内外の各種設備等の定期的な点検について、センサーや通信機器を付与して監視し、不備・劣化に伴う設備等の損傷等を検知可能な監視モデルを構築することで、法定点検業務の効率化・省力化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

経済産業省  
環境省

### 主な対象規制・概要

- ・ガス事業法施行規則第92条第1項第4号など
- ・コンビナート等保安規則第38条第3項など
- ・一般高圧ガス保安規則第55条第1項第11号など
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の6
- ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第36条第1項第1号イ(1)など
- ・液化石油ガス保安規則第81条第4項など
- ・鉱山保安法第16条
- ・鉱山保安法施行規則第26条第1号など
- ・高圧ガス保安法第35条の2
- ・熱供給事業法施行規則第23条第1項第4号
- ・冷凍保安規則第44条第3項
- ・主任技術者制度の解釈及び運用(内規)(令和3年3月1日20210208保局第2号)五(五)
- ・第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第2条第1項第1号イ(2)など

※2023年4月13日時点

### 実証の概要

- ✓ 施設及び施設内外の設備、機器等の不備、劣化等の有無を目視等で確認するよう求める規制について、センサーやAI通信機器の付与による監視により代替や合理化が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ ガス等の漏えいをタイムリーに確認することができるか
- ✓ 目視による施設の点検及び機能検査と同等以上の水準の確保ができるか

### 導入対象

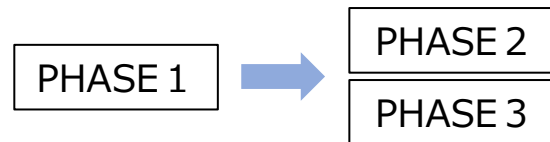
施設内外の設備等(例:ガス供給設備)の劣化等の点検

### 活用可能性のある技術

- ✓ センサー
- ✓ AIによる画像解析技術
- ✓ 遠隔操作
- ✓ ドローン、レーザー
- ✓ 衛星画像

### 期待効果

- ✓ 定期点検に係る省力化



# 5.IoT、センサー等を活用した設備の作動状況の定期点検の実証

製造設備等の作動状況や異常の有無に関する定期的な点検について、IoTやセンサー等を活用し、設備等の動作の異常を検知可能な監視モデルを構築することで、法定の定期点検業務の効率化・省人化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

経済産業省

### 主な対象規制・概要

- ・一般高圧ガス保安規則第6条第2項第4号など
- ✓ 事業者による高圧ガスの消費設備について技術基準に適合しているか定期（日常）点検し、異常があるときは当該設備の補修、その他危険を防止する措置を講じる。
- ・コンビナート等保安規則第5条第2項第5号
- ✓ 高圧ガスの製造設備について1日に1回以上、作動状況について点検し、異常があるときは当該設備の補修、その他危険を防止する措置を講じる。
- ・電気事業法施行規則第96条第2項第5号など
- ・電気関係報告規則第2条第3号
- ・液化石油ガス保安規則第6条第2項第4号など
- ・冷凍保安規則第9条第1項第2号

※2023年4月13日時点

### 実証の概要

- ✓ 製造設備等の作動状況や異常有無の定期点検について、IoTやセンサーを活用した動作異常の検知により、代替や合理化が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 設備の異常な動作による事故の防止等、安全の確保ができるか

### 導入対象

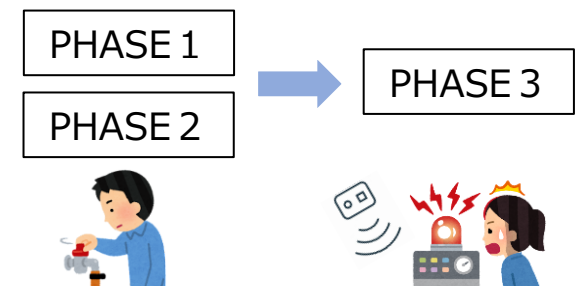
設備（例：高圧ガスの製造設備）の作動状況や異常有無の点検

### 活用可能性のある技術

- ✓ IoT
- ✓ センサー
- ✓ カメラ

### 期待効果

- ✓ 人手不足の緩和
- ✓ 作動試験時の事故抑制



# 6.カメラ、ドローン、ロボット、AI等を活用した自然物等の実地調査の実証

自然公園内の自然物等の状態の調査について、カメラ、ドローン、ロボット等で情報収集し、AI等でリスク評価の支援や精緻化を可能とするモデルを構築することで、法定実地調査・巡視業務の効率化・省人化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

環境省

### 主な対象規制・概要

- ・自然公園法第33条第4項など
- ✓ 環境省職員等が、公園計画の妥当性や変更の必要性、公園事業の決定・執行の妥当性等を確認するため、公園計画と現場との乖離や管理上の支障の有無、対処の必要のある課題の有無、現場の状況について国立・国定公園内に立ち入って調査する。
- ・自然環境保全法第28条第3項など
- ✓ 環境省職員等が、保全計画の妥当性や変更の必要性、保全事業の決定・執行の妥当性等を確認するため、保全計画と現場との乖離や管理上の支障の有無、対処の必要のある課題の有無、現場の状況について自然環境保全地域に立ち入って調査する。
- ・南極地域の環境の保護に関する法律施行規則別表第1(第5条及び第15条関係)

※2023年4月13日時点

### 実証の概要

- ✓ 屋外にある自然物等に立ち入って調査を求める規制について、衛星画像、ロボット、AIによる画像解析等の技術の活用による代替が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 複雑な地形の情報収集、暗所の点検、自然物の画像解析等の正確性の担保が可能か
- ✓ 自然物等に対し届出行為が行われた場合の風景や自然環境への影響を可視化し得るか
- ✓ 人間の五感をどの程度代替し得るか

### 導入対象

自然物等（例：自然公園）の状態把握のための調査等

### 活用可能性のある技術

- ✓ ドローン、カメラ
- ✓ レーザー、レーダー、センサー
- ✓ 衛星画像
- ✓ ロボット
- ✓ AIによる画像解析技術

### 期待効果

- ✓ 広大な土地の調査の省力化
- ✓ 調査の頻度を高めることで、自然公園等の管理水準が向上



# 7.ドローン、カメラ、レーザー距離計等を活用した実地調査の実証

設備間や周辺環境の測量、実地調査について、ドローン、カメラ、レーザー距離計等を活用し、従来よりも効率的に距離測定等を実施できるモデルを構築することで、法定検査業務の効率化・省人化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

経済産業省

### 主な対象規制・概要

・火薬類取締法施行規則  
別表第1(第44条第1項関係)1-4など

- ✓ 完成検査において、火薬製造施設の危険工室等から製造所以外の保安物件までの距離を、測定器具を用いた測定により検査するなど。

### 実証の概要

- ✓ 現地において施設・設備等間の距離を測量することを求めている規制について、レーザー距離計等の技術の活用による代替が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 検査結果データの正確性を担保できるか
- ✓ 設備間の不適切な間隔による事故の防止等の安全性を確保した上で代替可能か

### 導入対象

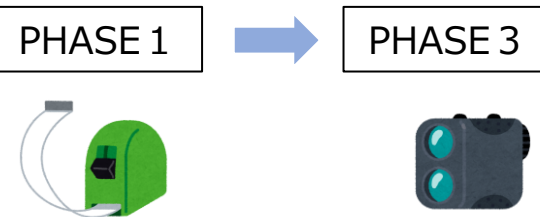
現地（例：火薬製造施設）において行う測量・実地調査

### 活用可能性のある技術

- ✓ ドローン、カメラ
- ✓ GPS
- ✓ レーザー距離計、センサー
- ✓ AIによる画像解析技術
- ✓ OCR

### 期待効果

- ✓ 人手不足の緩和
- ✓ 調査員移動コスト削減



※2023年4月13日時点

# 8.カメラ、リモート監査システム等を活用した施設・設備等の遠隔検査モデルの実証

現場に立ち入って実施している施設・設備、帳簿類等の物件に係る検査・調査について、カメラ、リモート監査システム等を活用し、リモートで情報取得・判断可能なモデルを構築することで、法定実地立入検査の効率化・省人化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

農林水産省  
経済産業省

### 主な対象規制・概要

- ・地力増進法第16条第1項など
- ✓ 事業場に立入を行い、当該事業場の長等の立会いの下、土壌改良資材の表示、関係帳簿書類等の検査を行い、必要に応じて土壌改良資材の集取、正味量検査等を実施する。
- ・高圧ガス保安法第59条の35第1項など
- ・火薬類取締法施行規則第44条の7第2項

※2023年4月13日時点

### 実証の概要

- ✓ 現地に立ち入って施設・設備や帳簿類等の検査や関係者へ質問等することを求める規制について、リモート会議等の技術の活用による代替が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 資材、資料及び事業場等の隠ぺいや偽装に対応可能か

### 導入対象

職員等が行う立入検査（例：土壌改良資材製造事業場の立入検査）

### 活用可能性のある技術

- ✓ カメラ
- ✓ AIによる画像解析技術
- ✓ OCR
- ✓ リモート監査、Web会議システム
- ✓ センサー

### 期待効果

- ✓ 検査員移動コスト削減

PHASE 1



PHASE 2



# 9. 図面等のOCR、画像分析等を活用した安全検査・点検の実証

施設等の安全措置等の状況に係る検査・点検について、OCRや画像解析技術等を活用し、従来よりも効率的に検査をリモートで実施可能なモデルを構築することで、法定検査業務の効率化・省人化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

経済産業省

### 主な対象規制・概要

- ・火薬類取締法施行規則  
別表第1(第44条第1項関係)3-1など
- ✓ 製造所の標識及び爆発又は発火に関し必要な事項の掲示、移動区域の設定並びに警戒札の掲示の状況を、目視及び図面により検査するなど。

### 実証の概要

- ✓ 施設・設備の安全措置等の状況の検査・点検を求めている規制について、OCRやAIによる画像解析等の技術の活用による代替や合理化が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 映像データ・図面による照合等により設備の状況特定が可能か

### 導入対象

図面等との整合や点検記録の確認を行う安全検査等（例：火薬製造施設の完成検査）

### 活用可能性のある技術

- ✓ OCR
- ✓ AIによる画像解析技術
- ✓ ドローン、カメラ

### 期待効果

- ✓ 人手不足の緩和
- ✓ 調査員移動コスト削減

PHASE 1



PHASE 3



※2023年4月13日時点

# 10.センサー等を活用した環境（水質・大気）の定期検査の実証

空気等の性状、有害物質の有無又は含有割合等の定期的な検査について、センサー等を活用して空気等の状況を常時測定し、異常を常時検知可能なモデルを構築することで、法定の定期検査の効率化・省人化を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

経済産業省

### 主な対象規制・概要

- ・鉱山保安法施行規則第29条第1項第16号など
- ✓ 管理区域内の外部放射線に係る線量当量率及び放射線業務従事者が呼吸する空気中の放射性物質の濃度の測定及び記録をする。

### 実証の概要

- ✓ 採取した試料等を用いて行う空気等の定期検査について、センサー等を活用した常時測定による異常検知により、代替や合理化が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 異常等による健康障害の回避等、安全の確保ができるか
- ✓ 常時測定の測定精度が安全性を確保できる水準となるか

### 導入対象

空気等中の特定の物質（例：放射性物質）の含有率等の測定

### 活用可能性のある技術

- ✓ センサー
- ✓ IoT
- ✓ 遠隔操作

### 期待効果

- ✓ 人手不足の解消
- ✓ 調査員移動コスト削減

PHASE 1



PHASE 3



WATER QUALITY SENSOR

※2023年4月13日時点

# 11. センサー、カメラ等を活用した施設等の管理・監督業務の実証

施設・設備や作業を管理・監督する者が常駐・専任で行う業務について、デジタル技術を活用することにより、現在と同等の実効性・安全性を担保しつつ、常駐・専任によらず実施可能となるモデルを構築することで、業務の高度化・効率化や、働き方の選択肢の拡大等を図る。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

経済産業省

### 対象規制・概要

・鉱山保安法第26条第1項

- ✓ 特定の作業の区分ごとに、保安を確保するため、作業を監督する者を選任することを義務付けるもの。

### 対象となる業務・規制のイメージ

- ✓ 施設・設備や作業の管理・監督を行う者の常駐・専任を義務付ける規制

### 実証の概要

- ✓ 施設・設備や作業の管理・監督を行う者の常駐・専任を義務付ける規制について、センサー、カメラ等のデジタル技術の活用による代替が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 施設・設備・作業の管理・監督業務を常駐・専任によらず実施した場合の、業務実効性の確保ができるか
- ✓ 施設・設備・作業の管理・監督業務を常駐・専任によらず実施した場合の、現場の安全性の確保ができるか

### 導入対象

- ✓ 施設等の管理・監督を常駐・専任で行うことが求められている場所（例：鉱山）

### 活用可能性のある技術

- ✓ オンライン会議システム
- ✓ センサー
- ✓ カメラ
- ✓ AI

### 期待効果

- ✓ 業務の高度化・効率化
- ✓ 省人化による人手不足の緩和・働き方の選択肢拡大
- ✓ 業務の安全性の確保・向上

PHASE1-2



PHASE2-2

※2023年4月13日時点



# 12.遠隔操作、カメラ等を活用した特定技能・経験を有する者が行う業務代替の実証

特定の技能・経験を有する者が常駐・専任で行う業務について、デジタル技術を活用することにより、現在と同等の実効性・安全性を担保しつつ、その業務を常駐・専任によらず実施可能となるモデルを構築することで、業務の高度化・効率化や、働き方の選択肢の拡大等を図る。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

農林水産省

### 対象規制・概要

・養鶏振興法第7条第1項第2号

- ✓ ふ化場に、常時一定の経験を有する者を置くことを義務づけるもの。
- ✓ ふ卵機によって温度・湿度等を管理するほか、ふ化直後のひなの状態を目視・触診により評価する。

### 対象となる規制のイメージ

- ✓ 特定の技能・経験を有する者の常駐・専任を義務付ける規制

### 実証の概要

- ✓ 特定の技能・経験を有する者の常駐・専任を義務付ける規制について、遠隔操作、カメラ等のデジタル技術の活用による代替が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 現場で実施している業務を常駐・専任によらず実施した場合の、業務実効性の確保ができるか
- ✓ 現場で実施している業務を常駐・専任によらず実施した場合の、現場の安全性の確保ができるか

### 導入対象

特定の技能・経験を有する者が作業することが求められている場所（ふ化場）

### 活用可能性のある技術

- ✓ オンライン会議システム
- ✓ 遠隔操作
- ✓ センサー、カメラ
- ✓ AIによる画像解析技術、IoT

### 期待効果

- ✓ 業務の高度化・効率化
- ✓ 省人化による人手不足の緩和・働き方の選択肢拡大
- ✓ 品質管理等の精度向上

PHASE1-1



PHASE2-1

※2023年4月13日時点

# 13.情報の加工・流用防止技術等を活用した閲覧の実証

公的機関等への訪問を要する文書の閲覧について、情報の加工・流用防止技術やオンラインでの本人確認技術等を活用し、オンラインで閲覧者本人に適切に情報開示が可能となるモデルを構築することで、閲覧情報への不正アクセスの防止及び閲覧者の利便性の向上を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

総務省

### 対象規制・概要

・公害紛争の処理手続等に関する規則第64条第1項など

・公害紛争処理施行令第15条の3

・鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第39条第2項

- ✓ 閲覧に際し、窓口において事務局等の職員の立ち合いの下、閲覧者以外の者が閲覧していないか、閲覧部分以外が閲覧されていないか、閲覧のみ許可された者が複写・謄写を行っていないかを確認する。

※2023年4月13日時点

### 実証の概要

- ✓ 機微な情報が含まれる閲覧規制について、オンラインでの閲覧の際、閲覧者以外の者に情報が不用意に拡散されることなく、閲覧者に対して適切な情報開示が実現されるよう、情報の加工・流用防止技術及びオンラインでの本人確認技術等の活用による閲覧が可能であるかについて検証する。

### 課題

- ✓ 閲覧情報の目的外利用や違法な第三者提供等による情報の不特定多数への拡散を防止できるか
- ✓ 閲覧者以外の者の閲覧情報の不正取得を防止できるか
- ✓ 実施件数の少ない手続における技術導入の費用対効果を確認できるか 等

### 導入対象

- ✓ 事業所等が提供する閲覧システム

### 活用可能性のある技術

- ✓ トラストサービス
- ✓ ブロックチェーン
- ✓ 電子透かし
- ✓ 電子証明書
- ✓ 遠隔操作
- ✓ カメラ、ロボット、IoT 等

### 期待効果

- ✓ 閲覧情報への不正アクセスや目的外利用の防止
- ✓ 閲覧者の移動コスト削減
- ✓ 閲覧における人件費削減 等

PHASE 1 - ②



PHASE 3 - 3



# 14. 学習管理システム等を活用したオンライン法定講習の実証

対面で実施されている講習について、AI画像解析技術等を活用し、オンラインでの適正な受講の実証モデルを構築することで、法定講習の申込から受講修了証発行のプロセスのデジタル完結への移行を促進する。

## 実証事業イメージ

### 実施主体

経済産業省

### 対象規制・概要

- ・電気工事士法第4条の3第1項 第一種電気工事士定期講習
- ・電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定に基づくネオン工事資格者認定講習の内容(平成13年5月2日経済産業省告示第354号)
- ・電気工事士法施行規則第四条の二第一項の規定に基づく非常用予備発電装置工事資格者認定講習の内容(平成13年5月2日経済産業省告示第355号)
- ・電気工事士法施行規則第四条の二第二項第二号の規定に基づく認定電気工事従事者認定講習の内容(平成13年5月2日経済産業省告示第356号)

### 対象となる講習のイメージ

- ✓ デジタル技術によって、適正な受講が確保され、受講者の利便性の向上、講習実施主体の負担の軽減につながるような講習

※2023年4月13日時点

### 実証の概要

- ✓ 各種工事の資格を得ている者が、当該工事の作業内容を補うために講習に対面で参加しているところ、オンライン環境においても適切な受講のため、不正行為を防止できるか、また修了証発行プロセスのデジタル化に向けた真正の担保が可能であるかについて検証する

### 課題

- ✓ リモート環境における適正な受講
- ✓ カンニングやなりすまし等、講習における不正行為の抑制・防止
- ✓ 修了証発行のデジタル化における不正や複製の防止

### 導入対象

- ✓ 試験会場
- ✓ 自宅  
(LMS (e-learning) )

### 活用可能性のある技術

- ✓ カメラ
- ✓ AI画像解析
- ✓ リモート会議システム
- ✓ 遠隔操作技術

### 期待効果

- ✓ 運営負担の軽減
- ✓ 受講者の移動負担の解消
- ✓ 任意の時間での受講<sup>1</sup>

1. 受講者の任意の時間での試験の受講可否は各講習による

PHASE 2-1  
①、②



PHASE 2-1  
①、②、③



# テクノロジーマップの提供価値

## テクノロジーマップ 作成の提供価値



規制所管省庁  
に対して

特定の規制のデジタル化検討時に、同類型の規制のデジタル化の方向性も踏まえたうえで、どのような技術が活用可能であり、その成熟度がどの程度か/どのような技術的検証が必要か、を容易に把握できる



デジタル技術を  
保有する事業者  
に対して

自身の技術を活用した新たなビジネス機会を把握し、積極的な市場参入を促すと共に、自らの技術をカタログに掲載することで、営業ツールとして活用できるようにする



規制の対象  
となる事業者  
に対して

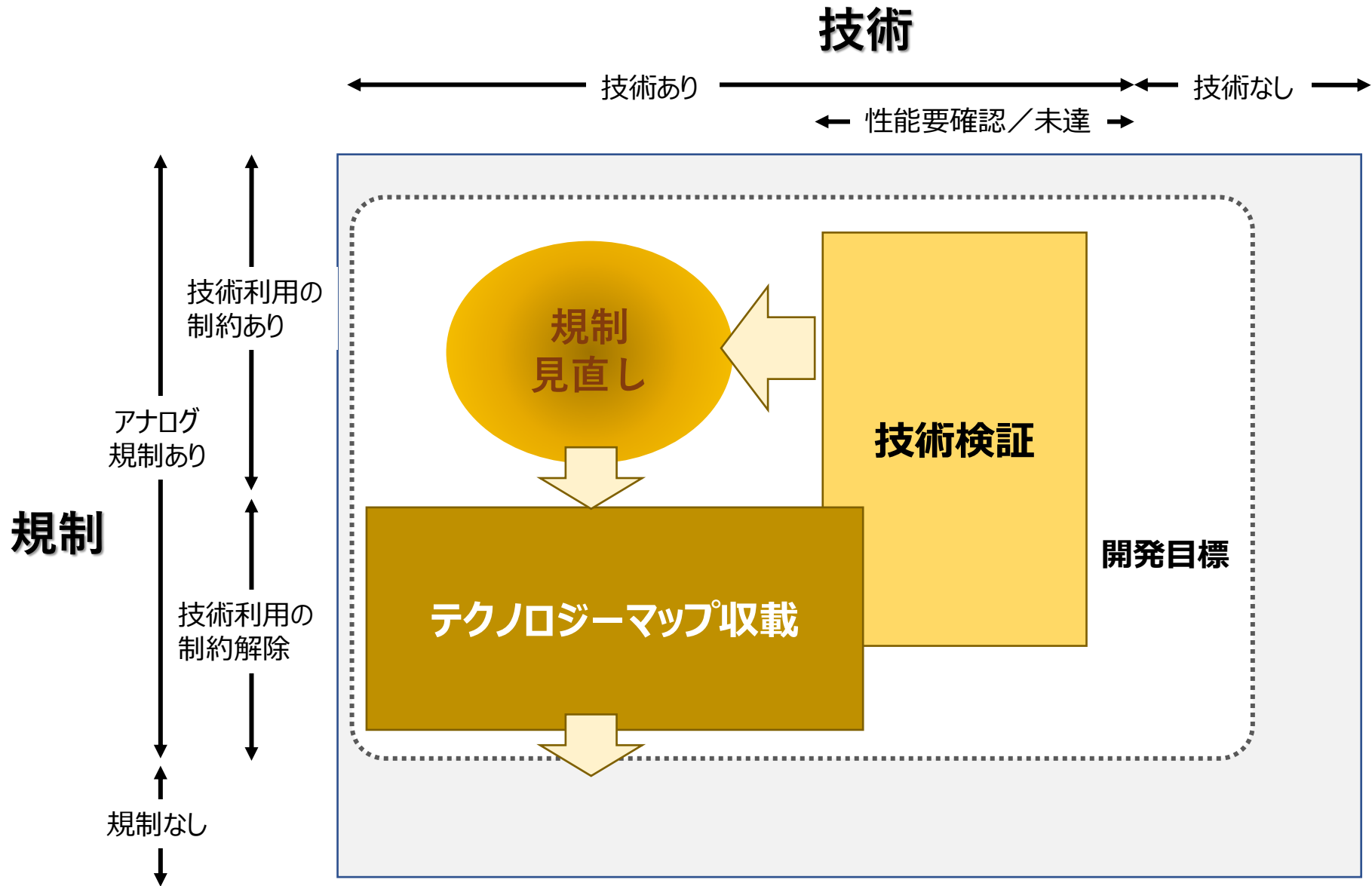
自身が対象となっている規制にどのような技術活用の余地があり、実際に技術を活用するためにはどのベンダーにアクセスすれば良いか、を容易に把握できる



その他民間  
企業に対して

公的な規制と同様のプロセスを実施している企業が、最新の技術に基づく自身のプロセスのデジタル化余地を把握し、自社のプロセスの効率化・高付加価値化を検討するうえでの参考情報とする

# テクノロジーマップが対象とすべき規制／技術領域



# 「テクノロジーマップ」及び関連技術情報の全体像

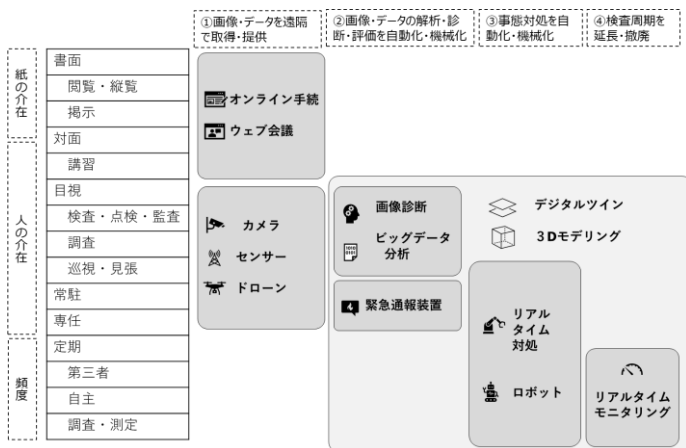
デジタル庁

技術保有企業

規制所管省庁

団体／個人

## テクノロジーマップ



利用規約／マニュアル

## 技術カタログ

特定の技術群についての詳細な内容や、**具体的な製品・サービス情報**。技術保有者からの登録に基づく。

## ガイドライン

技術活用に際し、横断的に参照すべき文書群。サイバーセキュリティなどの関連文書等を想定。

## ガイドブック

特定の技術群に関連した利用、運用に際して参照すべき文書群。業界団体等が整備したもの等を想定。

## 技術解説記事等

技術解説記事、調査レポート、技術導入事例や規制見直し事例など技術理解を深めるために有用な情報群。

各種情報の位置づけ、扱い、制約、責任などを明記した文書。

# カタログのイメージ

## 「未来の教室」EdTechライブラリー

EdTechライブラリーでは、GIGAスクール構想も踏まえ、学校でも活用できるEdTechを紹介しています。現在は「未来の教室」実証事業で使用され、学校向けに展開しているEdTechを掲載しております。

対象  小学校  中学校  高等学校

教科  国語  算数/数学  理科  社会  外国語  音楽  美術・図画工作

種別  教科学習  学習支援・授業支援ツール  その他

4 件が該当しました。

ライフィズテック レッスン

GROW Academy

サービス名	ライフィズテックレッスン	サービス名	GROW Academy
事業者名	ライフィズテック株式会社	事業者名	Institution for a Global Society 株式会社

Life is Tech! Lesson / ライフィズテックレッスンのご紹介 (Full)

全国1,000校以上で導入され、15万人が学ぶライフィズテック レッスン

概要

ライフィズテックレッスンは、中高累計導入校数【No.1】、1,100校で導入され、18万人が学ぶプログラミング学習教材です。専門的に学んでいない先生でも、個別最適で探究的な授業が実施できます。

特徴

## Microsoft 技術ドキュメント

Microsoft の開発者向けツールとテクノロジーに関する詳細な記事を検索できます。

Microsoft | Docs | ドキュメント | Learn | 認定資格 | Q&A | コードサンプル | ショー | イベント

MICROSOFT ドキュメントへようこそ

### 技術ドキュメント

Microsoft の開発者向けツールとテクノロジーに関する詳細な記事を検索できます。

ドキュメントの検索

インデックス

## 製品ディレクトリ

製品別のガイドと記事をご覧ください。

.NET | JavaScript | Microsoft Workplace Analytics と Microsoft MyAnalytics | アダプティブ カード | Microsoft 365 | Microsoft Viva

### Microsoft 365 ドキュメント

お客様のビジネスや組織で Microsoft 365 の使用を開始するために必要なソリューション、シナリオ、リソースを整理します。Microsoft 365 には、Teams や SharePoint などのサービス、および Outlook Word、Excel、PowerPoint などの Microsoft 365 アプリが含まれています。

#### Microsoft 365 のソリューションとシナリオ

Microsoft 365 ソリューション

会議と通信

チームと連携する

## Microsoft 365 を使用したハイブリッドワーク用のインフラストラクチャを設定する

従業員の生産性とコラボレーションをセキュリティで保護して最適化するには、オンプレミスとリモートのワーカーが組織のオンプレミスおよびクラウドベースの情報、ツール、リソースに簡単かつ安全にアクセスできるようにする必要があります。このソリューションは、従業員がどこにいても最高の仕事を行えるようにするインフラストラクチャの主要なレイヤーの展開を段階的に実行します。

Empower hybrid workers

Connected Secure Managed Collaborative Productive

Microsoft 365

Your organization

## AWSのドキュメント

ユーザーガイド、デベロッパーガイド、API リファレンス、チュートリアルなどがあります。

aws | AWS のドキュメント内で検索

AWS > ドキュメント

## AWS のドキュメント

ユーザーガイド、デベロッパーガイド、API リファレンス、チュートリアルなどがあります。

### ガイドと API リファレンス

注目サービス	コンピューティング	コンテナ	ストレージ
Amazon EC2	Amazon EC2	Amazon ECR	Amazon S3
Amazon S3	AWS App Runner	Amazon ECS	AWS Backup
Amazon Aurora	AWS Batch	Amazon EKS	Amazon EBS
Amazon RDS	AWS Elastic Beanstalk	AWS App2Container	Amazon EFS
Amazon DynamoDB	Amazon EC2 Image Builder	AWS App Runner	AWS Elastic Disaster Recovery
AWS Lambda	AWS Windows Server のサポート終了に伴う移行プログラム (EMIP)	Red Hat OpenShift Service on AWS	Amazon FSx
Amazon VPC	AWS Lambda	AWS Outposts	Amazon S3 Glacier
Amazon Lightsail	Amazon Lightsail	AWS ParallelCluster	AWS Snow Family
Amazon SageMaker	AWS Outposts	AWS Serverless Application Model (AWS SAM)	AWS Storage Gateway
	AWS ParallelCluster	AWS Serverless Application Repository	
	AWS Serverless Application Model (AWS SAM)	AWS Serverless Application Repository	
	AWS Serverless Application Repository	AWS Wavelength	
	AWS Wavelength		

### Amazon Elastic Compute Cloud のドキュメント

Amazon Elastic Compute Cloud (Amazon EC2) は、コンピューティング能力を自在に拡張および縮小できるウェブサービス (実際には Amazon のデータセンター内のサーバー) であり、ソフトウェアシステムの構築とホストに使用します。

#### Amazon EC2

Linux インスタンスユーザーガイド	Windows インスタンスユーザーガイド	AWS Nitro Enclaves ユーザーガイド
Amazon EC2 の主要な概念について説明し、Amazon EC2 の機能を使用する手順を示しています。	Amazon EC2 の主要な概念について説明し、Windows インスタンスを起動して使用する手順を示しています。	AWS Nitro Enclaves の主要な概念について説明し、エンクレーブを使用する手順を示しています。
HTML   PDF	HTML   PDF	HTML   PDF

## Amazon EC2 とは

Amazon EC2 とは

Amazon EC2 の開始方法

関連サービス

Amazon EC2 へのアクセス

PCI DSS コンプライアンス

# コンソーシアムのイメージ

先端テクノロジーを有する大企業や中堅中小企業に加え、経済産業省スタートアップ新市場創出タスクフォース「スタートアップ・サポートコミュニティ」の関係団体等と連携し、テクノロジーマップ／カタログに盛り込むべき技術情報等をなるべく幅広く提案・提供いただける仕掛けをつくっていく。

## ＜連携する団体のイメージ＞

- ①日本ベンチャーキャピタル協会
- ②J-Startup J-Startup地域版
- ③スタートアップ・サポートコミュニティ関係団体
  - ・フィンテック協会
  - ・日本ディープリンング協会
  - ・日本ブロックチェーン協会
  - ・シェアリングエコノミー協会
  - ・マイクロモビリティ推進協議会
  - ・AI 医療機器協議会
  - ・日本医療ベンチャー協会
  - ・日本スタートアップエコシステム協会
  - ・日本スタートアップ支援協会
  - ・スタートアップスタジオ協会
  - ・Public Meets Innovation ほか

## ＜コンソーシアム開催のイメージ＞



(令和4年8月2日 スタートアップ・サポートコミュニティ懇談会より)



# デジタル規制改革推進のための一括法案

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）

- 代表的なアナログ規制7項目の見直し
    - ①目視、②定期検査・点検、③実地監査、④常駐・専任、⑤書面掲示、⑥対面講習、⑦往訪閲覧・縦覧
  - フロッピーディスク等の記録媒体を用いる申請・届出等のオンライン化
- ⇒法律に係る一括的な改正については、可能な限り速やかに国会提出を目指す。

## 令和5年通常国会にデジタル規制改革推進のための 一括法案を提出する方向で検討

### 検討中の内容

- I 一括見直しプランに基づくアナログ規制の見直しを実現するため、法改正による措置が必要な①書面掲示規制及び②フロッピーディスク等の記録媒体に係る規制についての改正を行うとともに、
- II 将来にわたってデジタル技術の進展等を踏まえた規制の見直しが、自律的かつ継続的に行われることを担保するため、見直しの基本方針や具体的な施策について定める。
  - ・ デジタル規制改革を国の基本方針として法定し、デジタル法制局のプロセスに関連する規定を措置
  - ・ 「テクノロジーマップ」等を踏まえ、規制所管省庁や地方公共団体によるデジタル技術の効果的な活用に関連する規定を措置

# 今後のスケジュール

4月頃

運営事務局決定

～夏頃

技術検証事業実施事業者の初回公募

テクノロジーマップ初版の策定・公表

技術カタログの策定・公表（順次）

冬頃～

技術検証結果のとりまとめ・公表（順次）

# (参考) 令和4年度 テクノロジーベースの規制改革推進委員会

## 座長

江崎 浩 デジタル庁 チーフアーキテクト

## 構成員 (敬称略)

遠藤 典子 慶應義塾大学グローバルサーチインスティテュート 特任教授  
岡田 有策 慶應義塾大学理工学部管理工学科 教授  
小川 恵子 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 バンキングキャピタルマーケットリーダー レグテックリーダー パートナー 公認会計士  
荻野 司 一般社団法人重要生活機器連携セキュリティ協議会代表理事  
加藤 真平 東京大学大学院情報理工学系研究科 准教授  
川原 圭博 東京大学大学院工学系研究科 教授  
川端 由美 自動車ジャーナリスト  
久間 和生 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構理事長  
齊藤 裕 独立行政法人情報処理推進機構デジタルアーキテクチャ・デザインセンター センター長  
島田 太郎 株式会社東芝 代表執行役社長 CEO  
鈴木 真二 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構福島ロボットテストフィールド 所長  
東京大学未来ビジョン研究センター 特任教授  
染谷 隆夫 東京大学大学院工学系研究科 教授  
豊田 啓介 東京大学生産技術研究所 特任教授  
中垣 隆雄 早稲田大学理工学術院創造理工学部 教授  
中村 修 慶應義塾大学環境情報学部 教授  
永井 歩 アスタミューゼ株式会社 代表取締役社長  
根本 勝則 一般社団法人日本経済団体連合会 参与  
登 大遊 独立行政法人情報処理推進機構サイバー技術研究室 室長  
松尾 豊 東京大学大学院工学系研究科 教授

## オブザーバー

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局  
厚生労働省 (医薬・生活衛生局 水道課)  
経済産業省 (経済産業政策局 新規事業創造推進室、商務情報政策局 情報経済課、商務情報政策局産業保安グループ 保安課、高圧ガス保安室、ガス安全室、鉱山・火薬類監理官付、電力安全課、製品安全課)  
国土交通省 (道路局 国道・技術課)  
環境省 (大臣官房、水・大気環境局、環境再生・資源循環局)  
国立研究開発法人 情報通信研究機構  
国立研究開発法人 物質・材料研究機構  
国立研究開発法人 産業技術総合研究所  
独立行政法人 製品評価技術基盤機構  
国立研究開発法人 土木研究所